

北塩原村最低制限価格制度事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、採算を度外視した受注、いわゆるダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、公共工事の品質低下、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化及び安全対策の不徹底等を未然に防止し、村民の安心・安全の確保を図るとともに、建設業の健全な発展、とりわけ災害時や除雪対策等において、地域への貢献度の高い地元建設業の育成を図ることを目的に、極端な低入札価格による受注を防止するため、北塩原村財務規則（昭和57年北塩原村規則第11号）第120条第2項の規定による最低制限価格を設定するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格設定の対象は、設計価格が500万円以上の建設工事又は業務等の委託において契約権者が必要と認めるもの（以下「工事」又は「委託」という。）とする。

(工事の算定方法)

第3条 最低制限価格（消費税及び地方消費税額を含まない額とする。以下同じ。）は、次の各号に掲げる額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下同じ。）の合計額とする。ただし、その合計額が当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては、当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 設計価格の直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 設計価格の共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 設計価格の現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 設計価格の一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、契約権者が定める割合を当該工事の予定価格に乘じて得た額とすることができる。

3 前2項により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数が

あるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委託の算定方法)

第4条 最低制限価格は、当該委託の予定価格に10分の7から10分の9の範囲内で定めた割合を乗じて得た額とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(価格設定の周知)

第5条 契約権者は、最低制限価格を設定するときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、あらかじめ周知するものとする。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、最低制限価格設定の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

(北塩原村最低制限価格制度事務処理要綱の廃止)

2 北塩原村最低制限価格制度事務処理要綱(平成24年北塩原村訓令第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の北塩原村最低制限価格制度事務処理要綱の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う工事又は委託に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告又は指名通知を行った工事又は委託に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。(一部改正)